7　最終合格者発表　平成25年８月21日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
9　受験手続
⑴　郵送又は持参による申込みの場合
①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院の地方事務局及び沖縄事務所のほか②に掲げる受験申込先において交付する。

（名　　称）		（所　　在　　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。
　なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

（第１次試験の試験地）	（申　　込　　先）		
札幌市	札幌国税局	〒060―0042	札幌市中央区大通西10丁目
盛岡市 仙台市	仙台国税局	〒980―8430	仙台市青葉区本町３―３―１
高崎市 さいたま市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
東京都	東京国税局	〒100―8102	東京都千代田区大手町１―３―３
新潟市 松本市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
名古屋市	名古屋国税局	〒460―8520	名古屋市中区三の丸３―３―２
金沢市	金沢国税局	〒920―8586	金沢市広坂２―２―60
京都市 大阪市	大阪国税局	〒540―8541	大阪市中央区大手前１―５―63
松江市 岡山市 広島市	広島国税局	〒730―8521	広島市中区上八丁堀６―30
高松市 松山市	高松国税局	〒760―0018	高松市天神前２―10
福岡市	福岡国税局	〒812―8547	福岡市博多区博多駅東２―11―１
熊本市 鹿児島市	熊本国税局	〒860―8603	熊本市中央区二の丸１―２
那覇市	沖縄国税事務所	〒900―8554	那覇市旭町９

③　申込受付期間　平成25年４月１日（月）及び４月２日（火）。
　なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年４月２日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
④　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
⑵　インターネットによる申込みの場合
①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）
　なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。
②　申込受付期間　平成25年４月１日（月）９時から４月11日（木）まで。
　なお、申込みは、４月11日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
10　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。
11　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。
　なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。
⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。
⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専　門　試　験　出　題　分　野　一　覧

専門試験（多肢選択式）　次の１及び２に掲げる科目
　１　民法・商法及び会計学
　２　憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語、商業英語、情報数学及び情報工学のうち、受験者の選択する４科目
専門試験（記述式）　憲法、民法、経済学、会計学及び社会学のうち、受験者の選択する１科目

平成 25 年度食品衛生監視員採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。
　平成 25 年４月１日　　人事院事務総長　尾西　雅博
１　試験の名称　平成25年度食品衛生監視員採用試験
２　対象官職　係員の官職のうち、検疫所における食品衛生監視員の業務に従事することを職務とする官職
３　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として下記のとおりであるが、平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額を減じて支給される。

（適用俸給表）	（俸　給　月　額）	
専門行政職俸給表	１級９号俸	172,800円

　なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。